

大東市地域防災計画の修正の概要について

地域防災計画

災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、大東市防災会議が策定

計画の方針

基本理念 災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る（「減災」の考え方）

基本方針 I 命を守る II 命をつなぐ III 必要不可欠な行政機能の維持
IV 経済活動の機能維持 V 迅速な復旧・復興

計画の構成



※危険物、火薬類、航空機、列車事故等

記述大系



※概ね災害対策の順序に沿って記述

※重複している箇所を整理しスリム化を実現

主な修正内容

- I 災害対策基本法、大阪府防災計画の改正を踏まえた修正
 - ・ 避難勧告・避難指示の一本化及び警戒レベルに応じた市民が取るべき行動
 - ・ 避難行動要支援者名簿の定期的な修正及び個別避難計画の作成の推進
 - ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成推進及び計画に基づく防災訓練の実施
- II 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
 - ・ 感染症対策を考慮した避難所の開設・運営及び分散避難（新しい避難）
 - ・ 各避難所の収容人員の変更（1. 65㎡ → 2. 3㎡）
- III 過去の災害教訓及び市が実施した防災訓練成果を踏まえた修正
 - ・ 災害教訓、防災訓練等の成果（参集場所、対策本部会議の開催時期等）に基づく修正
 - ・ 災害対応業務のデジタル化の推進(防災アプリ、防災支援システム等)
 - ・ 受援体制の確立及び防災協定締結推進によるに基づく災害対応力の強化
 - ・ 要配慮者、女性等の視点を踏まえた防災対策の推進
 - ・ フェイズフリーの考えに基づく備蓄、施設整備等の推進
 - ・ 備蓄物資・資器材、備蓄倉庫等の整備
- IV 要配慮者等の避難体制の強化及び要配慮者の避難施設の拡充
 - ・ 福祉避難所班を新設し、受入れ体制を強化
 - ・ 市内の宿泊施設、コンテナホテルとの協定締結及び社会福祉施設との協定締結を推進し、要配慮者の避難所を拡充